

平成28年第3回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成28年 9月23日 (金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	12番	米澤	壽重
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	13番	遠藤	義光
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	14番	池田	信博
5番	前田	芳樹	10番	石田	茂春	15番	福田	晃
6番	平田	文夫	11番	高宮	陽一	16番	安部	和子

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	農林水産課長	佐々木	千明
教 育 長	山本	和博	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	平田	芳春	都万支所長	春木	茂正
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋
定住対策課長	鳥井	登			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 8人

議事の経過

○議長（高宮陽一）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はしないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくようお願いいたします。

執行部におかれましては質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、3番：安部大助 議員

○3番（安部大助）

今回は、松田町長が来る10月の町長の任期満了による退任ということを表明されました。そこで、隠岐の島町長として3期12年を務めた中で今回は総括というかたち、今まで町長

の行ってきた事業に対する総括として二点お伺いしたいと思います。

最初に、若者の定住対策についてお伺いします。

これは私が8年前初めて町長に質問をした項目でございます。8年経って再度、今回は若者の総括を、まとめを聞かせていただきたいと思ひます。

本町は皆様ご承知のように、少子高齢化が進んでおり、その中で今後、隠岐の島町の“まちづくり”を進めていくためには、若者の発想、若者の行動力が必要不可欠です。

また、若者の定住促進をするためには、まずは町長が一番に重要視されている雇用の確保と総合戦略で注目されました子育て支援が今後、若者の定住を進めていくには必要ではないかと私は思っております。

その辺の、町長が今までやってこられた事業の評価、あるいは成果、そしてもし課題等があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

今日は一般質問3名の議員さんからご質問がございました。先ほどもお話しがございましたように、今期で退任をいたします私、あと1か月だけでございますのでひょっとしたら一般質問は無いのかも知れないと思ったり、話もございましたが3名の皆さんにこういう場をつくっていただきまして誠に有難うございます。

ただ今の、安部大助議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

町長として3期12年の総括としてでございますが、まず一点目は「若者の定住対策に関して」についてのご質問でございました。

雇用対策についてでございますが、これは申すまでもなく若い皆様方の力がこの隠岐の島町にとりましては必要不可欠でありますことは申すまでもありません。生産年齢世代をどう確保していくかを最優先課題といたしまして、これはご案内のように平成25年度から「新卒生徒の地元就職を促進する事業補助金」制度を創設させていただいたのは、まずはその生産年齢を将来、確保するための前段として考えたものでありまして、民間の事業団体と共に受け皿の拡大に取り組んでまいったところでございます。現在これまでに4年間実施をいたしまして31団体、50名余りの方を地元で採用していただいております。これによりまして入社されました若い方の人材育成につきましても、企業側と連携をいたしまして研修の場を毎年設けさせていただき、支援に力を入れてきたところでございます。

また、若者の起業支援につきましても商工会や金融機関と連携をいたしまして、空き家や

空き店舗活用によります起業創業、あるいは事業継承の支援に向けまして「小売店等持続化支援事業補助金」制度の創設、ビジネスプランコンテスト実施させていただきながら、事業提案者支援など将来につながってまいりますそういった対策についても実施をさせてきたところでございます。

次に、子育て支援についてでございます。医療関係では、厚生労働省の臨床研修医制度が導入されまして一時期、島外分娩を余儀なくされました時代がございましたが、平成23年春、再び隠岐病院産婦人科に2人の医師を招聘することができ、今では安心して島内分娩できるそういった環境も整ってまいったかと思っております。

医療費助成につきましても、平成26年10月から対象年齢を中学生まで拡大をし、1か月当たりの負担上限額を入院の場合2,000円、通院の場合1,000円になるように負担軽減を図ってまいってきたところでございます。「本当にそれでいいのか。」といういろいろな意見を聞いておりますが、保育料につきましても本年4月から第1子を国基準の概ね5割、第2子以降は無料といたしております。

このことにつきましては、議会の議員の皆様方のご理解をいただきましたが、私のところには、「子どもをきちっと育てるのは親として当たり前、それを行政がそこまで支援しないといけないというのはいかがなものか。」というご批判の電話も早速、数名の方から届けられておりますが、今全国がそういう傾向の中で動いているということでございます。

また、子どもの居場所づくり、子育て親の交流広場、働く親への支援に向け「地域子育て支援センター」の開設、一時保育事業や放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの事業に取り組んでまいりました。健やかな子どもの成長を願い、各種健診でありますとか療育相談の機会充実などの強化等にも努めてまいってきたところでございます。

これら課題対策につきましては、一定の成果は得ておりますが、今後も町としてその時代に合わせ取り組んでいかなければならない課題ではないかと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○3番（安部大助）

ただ今、若者の定住促進について、町長としての総括を伺いましたが少し再質問をさせていただきます。

今、隠岐の島町では先ほど町長の答弁にありましたようにいろんな事業をされております。ジョブフェアに関しましては、今、多くの事業体が参加をして、参加する高校生等も将来に向けていろんな希望があるような、そういった成果もあるようにお聞きしております。その

中で特に起業を起こす若い方々がこの頃増えております。

先ほど言われたような本町と商工会が一緒になって50万円という支援、この制度を使いながら支援をしている、あるいは中村のものづくり学校を使うということでビジネスプランコンテスト、これもある意味起業者を支援するような応援するような制度だと思うのですが、やはり現状を評価すると若い人たちが街中でなく中村の方に、中村が不便ということではなくて、自由に可能性を広げるためには足かせとならないように。起業する人へは空き家・空き店舗等を積極的に使うよう支援をする、あるいは先ほどの商工会等がやっている50万円というのが、町の姿勢としてはまだまだ低いのかなと私の中では評価しております。

そのためには、今後、若い人たちが自由に選択できる制度が私は今後求められるのかと思っております。

その辺の起業家に対する今までの事業も含めて、町長の起業家に対する考え、今後どう支援すればいいのか、次の町長にバトンを渡すときに是非、町長の考えを伝えると思いますので、考えを伺いたいと思います。

もう一点が、先ほどの子育て支援、これも医療費の減額、保育料の無料化、私も実際に子どもがおります。ある意味、経済面ではすごく助かっています。それはたしかです。

そういった経済的支援というのは、隠岐の島町は他の自治体に比べても先を行っていると思っておりますが、12年前に作られた「総合振興計画」、今回作られた「総合戦略」これにも掲げるように、子どもと大人が遊べる場所、公園とか遊具を想像されるのですがそうではなく、子どもだけ遊ばせるのではなく親も一緒になって遊べる空間、こういったものがアンケート等で意見が多かったのかなと思います。

これに関しては、以前フィールドアスレチックという自然を使った遊具ではなくて、“アスレチック”を提言させていただいたのですが、町長の答弁では、「財源、優先順位といったものもあるのでなかなか直ぐには難しい。」また、「地域の方々、そういった団体があればその方々が自ら自分たちも汗をかく、それに町も一緒になって支援できることがあるなら…」という答弁をいただいております。

その中で、今回、総合戦略にも若いグループが提言を出して、それが総合戦略に入ったという経過もあるのですが、そういった親子で遊べる空間、いろんなイベント等は開催されているのですが、常時そういった所があって気兼ねなくそこに行けるような親子の遊べる空間づくりについて、町長の考えをもう一度聞きたいと思っております。

この二点、聞かせていただきたいと思っております。

○番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

若い方々の“業を起こす”という起業に対する支援について、本当に今の現状のようなことでいいのか、というご質問でなかったかと思いますが、本当はもう少し充実した内容にしていけばいいのですが、やはりそこは町の財政状況といいますか、町の財政の再建中でございますので、そういったことも判断をしながら少なくともこういった事業は1年か2年やったら財政が難しくなったので止めさせていただきます、ということにさせるわけにはいかない。ですから、最低でもこういった我々の発する事業は5年間はどういうことがあっても「できる」という前提でもって、私は考えていくべきではないかと。それが、今の状態であるかと思っております。いろいろ問題はあるかも知れませんが、一つのきっかけ作りにはなったのではないかと私自身は。これが大変良いという評判は聞いてませんが、そういった町の姿勢を示す一つの方向付けにはなったのではないかなと思ったりいたしております。

「去るもの語らず」で先のことをどうこうは申し上げるつもりはございませんが、これをきっかけとして更に財政状況を良くしながら、拡充をしていけるようにして、そして「本当にこの島に生活していて良かった」と言えるような、若い方々に支援ができるような体制を今後努力して作っていくべきではないかと私自身は思っておりますので、また新体制の中でご議論いただければ有り難いと思っております。

二点目は、子どもさん連れでどこか行けるような場所、というご質問でございました。これまではどちらかという人口集積のある町部などでの公園、比較的用户の多い場所から遊具等を設置したり、改修をしたりということに取り組んでまいりました。

ここは自然豊かな、島いっぱいどこでも公園地という島ですので、私は何箇所かはこれから整備していけばいいことないかと。歴史的にみてもここは良いというのが、例えば油井のあの池の周りの整備でありますとか、犬来の男池・女池、私はこの辺りも役場というよりは高齢者が多くなってまいりましたが地域でまだまだ元気で働けるそういう方々をまとめて、そういう所の整備に取り組みながら若い夫婦が子ども連れで遊びに行けるような環境も作りながら、それにまた行政もある意味で支援できるものには支援していくというかたちで“まちづくり”を私はするべきだと。

私は、これで体がまいったというわけではありませんので、これから5、6年は、元気な間はそういう活動に自ら参画させていただいて一緒になってそういうことをしながら、将来的には行政も巻き込んでいけるようになれば有り難いと。まずは、地域に住んでいる人がここ

に住んでいて良かったという“まちづくり”を私は地元から進めていきたいと、このように考えておりますのでひとつよろしく願いいたします。

○3番（安部大助）

再質問に対して答弁をいただきましたが、もう少し再々質問をさせていただきたいと思えます。

起業支援に関しては、ビジネスプランコンテストでやられているのは分かるのですが、町長は以前から「まちづくりは、人づくり」だとよく言われております。経済的な支援だけではなくて、例えば、商工会に任せっきりでなく、まちの姿勢であるならば、職員の方々も起業する若い人に対して経営のノウハウ、私からすると、役場の職員皆さんプロフェッショナルだと思っております。その辺に関して若い人に寄り添って少し自立できるような、そこまでの期間を職員の方々も支援をしてあげることが今までなかったのかと思っております。それに関しても、今後の課題であるかと思っております。

先ほどの“親子で遊べる空間”という意味でも、油井の池も自然が豊富、隠岐の島は自然が豊富で恵まれているんだなあということがありますが、自然ではなくて、隠岐の自然を使った遊べる空間作りも今後は必要ではないかと私の中で思っております。

これはちょっとズレるのですが、再々質問として最後に、若い人たちに対して町長が今後期待すること、そういった期待と想いを是非聞かせていただきたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

安部議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

私は若い人材育成ということを頭に置きながら、もう過去の話になりましたが中村小学校を「ものづくり学校」ということで、これは、東京でシステム・インテグレーションという会社を経営しておられる多喜さんという社長さん、全国でコンサルティングをやられている方と縁がありましてお話をしたことから、東京の池尻中学校あの世田谷の、あれは首都東京でも学校統廃合で無くなったそれをうまく人材育成につなげるということで、「ものづくり学校」をつくられた。

東京首都圏、都市圏との交流ということもあるし、地元の若い人がそういう中で新たな発想で起業に取り組んでいけるような研修の場ということで、隠岐の中村に「ものづくり学校」を始めました。実際にやってみるとなかなか難しい問題もありますが、反省する中で、中村のあそこが、中村地区と布施も含めた東部地区の中心になっていく場所に非常にふさわしい場所だと。ですから今後はものづくり学校が発展的にもう少し地域の、出張所・公民館・医

療関係もあそこを中心とするという形で。隠岐の島町にとって若い人たちの人材育成の場所としてそんなに遠くありませんし良いところではないかとそう思っております。

そういうことになってくればいいがなということで、新しい体制の中でまたご検討をいただけるように、お話しを申し上げて終りにしたいなと思っております。

それから、若い人がどうやったら生き生きとして「ここに住んで本当に良かった。」「ここで起業して良かった。」と言えるようになるのかということですが、実は総務省が3年前に発表した統計でございますが、2060年には当時1億2,730万人の総人口が1億を切る、そういう時に隠岐の島町だけは15,000人を16,000人にしますということはまずもって難しいだろう、ただ10年間で2千数百人の人が減った、この減り方を10年ではなく15年、20年にする方法はある、できるはずだ。そして、その方が20歳を過ぎる、そして生産年齢人口になれば、今隠岐の島町で大体115人、平均で分娩がされておりますが、これが120人、130人、150人となれるようにするためには、どうやって若い人たちをこの島に残していくか。で、検討してもらったのが例の5年間7万円の助成制度であったと思います。

ところが、企業者はそれに対して、非常に有り難いという言葉と同時に、二つの質問というか希望があると。一つは本土にもっと安く行けるような環境を是非作ってくださいと、隠岐汽船の低廉化の話を企業の方は言われます。もっと安くて若い人がじゃんじゃん向こうに行けるようにしてほしい。はっきりいって隠岐では出会いの場所もない、向こうに行って出会いの場所を作っている。それがあんな高い料金ではとても行けないじゃないか、だから辞めてよそに行く傾向もあるんだということを企業側から言われて、何とか早くということで低廉化については対応させていただきました。

それともう一つは、いくら7万円を5年間やっても仕事がなかったらどうしようもないじゃないか、町長仕事を作れと。今後、リニューアル関係の仕事がじゃんじゃん出てきます。今、調査にも入っております。

そういうことで仕事を増やししながら、そしてどこにいても本土ともほとんど格差のないような形で生活ができる、そういう場所にしながら、安全で安心な“まちづくり”を目指すことが若者の定住・定着につながってくるだろうと。やりがいにもつながってくるのではないかと考えておりますので、そういうような“まちづくり”が進められることを切に願っているところでございます。よろしくお願いたします。

〇3番（安部大助）

先ほど町長が言われたように、一番は雇用確保、そのためには産業の底上げ、これも本当

に一つの重要な施策かなと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。先ほども言いましたように、今後、少子高齢化が進む中で高齢者に対する支援もこの町にとって必要不可欠な施策となると思っております。実際に28年4月時点での計算でも、65歳以上の高齢者は5,604人で高齢化率も37%に徐々に上がっております。

その中で特に私が心配しているのが独り暮らしのお年寄り、あるいは年寄り夫婦で生活をしている老々介護をしている世帯、そしてサービスを受けて在宅に帰ってきたときにその方を介護されている家族の方々、こういった方々に対する支援、この辺に関しても今までいろいろな事業を行ってきたと思いますが、その辺の評価と課題があれば、また総括をお伺いしたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

安部議員の分割質問二点目の「在宅介護支援に関して」のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の在宅介護支援は、介護保険法等に基づきますサービスを軸に実施をしているところでございます。デイサービス事業につきましては、現在指定管理によりましてそれぞれ社会福祉法人に委ね運営をさせていただいております。また、通所介護、訪問介護など包括的に提供する小規模多機能居宅介護事業につきましては、事業者の整備計画等に対しまして財政支援を行い、そういった施設の導入促進に努めてまいってきたところでございます。

「地域包括支援センター」につきましては、町内7圏域別に連絡会を開催をし、関係団体との情報の共有や介護サービスの調整に今取り組んでいるところでございます。

また、在宅高齢者へは安否確認を始め、年間3万2,000食の配食サービスを町内8事業者へ委託をさせていただいております。高齢者の交流推進に資するための、高齢者の集いやあるいはサロン活動への支援等についても行わせていただいているところでございます。

介護者への支援につきましても考えさせていただいております。これは住民税の非課税世帯で要介護4あるいは要介護5の認定を受けた方々の在宅で介護される家族に対しまして、介護費用の負担軽減を図るため5,000円の介護用品支給券を毎月交付をさせていただいております。また、介護者の方々が孤立しないように地域包括支援センターによりまして、認知症の介護者交流会、そういったものを開催させていただき情報交換させていただいております。また、その他に個別相談でありますとか、そういったことに対応させていただいております。

人口減少などによりまして、先ほどお話しもございましたが独居世帯が大変多くなってきております。更に厳しい環境になりつつあります。もう高齢化比率も37%を超えて38%になるかともしておりますし、高齢者の皆さん方ももう6,000人弱、5,600人強ということになっているはずでございます。

そういった中で、独り暮らしの世帯も大変多くなってきているように見ております。人口減少などによりまして厳しい環境にございますが、来年4月から始まる「新総合事業」の確立に向けて支援体制の検討がもう始まっておりまして、広域連合で取組むもの、取組まなくてはならないもの、また町村で取組んでいかななくてはならないもの、そういったもののすみ分けをきちっと明確にさせていただきながら、関係機関の連携を更に強化してまいるべきだろうとこのように考えておりますことをと申し添えて、私の答弁に代えさせていただきたいと思っております。

○3番（安部大助）

ただ今、答弁いただきましたが少し再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、独り暮らしのお年寄り、あるいは老々介護をしている方々、自宅で介護をしている方々の支援については、町長の答弁にあったように介護用品の支給5,000円、これは介護度4、5なんですけど、後はそういう教室等を開いて精神的な面の負担を軽減するといった意味では成果はあると思うのですが。やはり、一生懸命、家で頑張っている方々というのは私たちが思っている以上に精神的にも身体的にも負担があり、今ニュース等でいろいろとあると思うのですが、要介護4だから5だから支援する、要介護3の人は支援しない、そういった区切りというのも今後課題ではないかと私は思っております。

今、隠岐の島町の包括支援センターで頑張っているのは、介護をされている方々とか独りで不安な人を呼んで話を、教室を開くという、どちらかという受け入れる側でのサービス支援が多いように思うのですが。

実際に訪問型といいますかそういった面に関しては、今の包括支援センターの皆さんは地域に出てやっけてはいる、たしかにそうなんですけど。やはり行革で職員の数も減ってきている中、今後お年寄りの方は増える一方で、その支援を支える方々は減るということを考えれば、もう少し違う団体との協働・連携が特に今後必要ではないかと。隠岐の島町には全国組織の社会福祉協議会があります。社協ともしっかりと連携をしていかななくてはいけないと思うのです。来てもらう支援から今度は本人の所に行く、訪問する支援に移っていくべきではないかと。

今までのそういったサービスに関しての町の評価、あるいは社協との連携の評価、そういったものを是非聞かせていただきたいと思っております。

実は、先日ある地区の20世帯のお年寄りの方に話を伺いに行ったのですが、そこで話があったのが移動手段、家で頑張っている中で、例えば介護度が付いたお年寄りの方が入院をした、退院するときに帰る手段がない。今、民間の業者が福祉タクシーをやっております。そういったこともあるのですが、今1社、また、ふれあい五箇さんもやっておりますが、今の事業に対してそれを受け皿とする事業者が少ない、現状を考えたときもし事業者が辞めたときにどうするのかということも踏まえて、その交通の便と訪問型の支援、社協との連携のことについても是非、この二点について今までの町長の評価をお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の安部議員の再質問にお答えをいたしますが、先ほど来申し上げますように高齢者の皆さんがもう5,600人、非常に高齢になってきていることは事実でございます。また、高齢化比率につきましても3人に1人どころか、2人に1人が高齢者にまもなくするような時代が見え隠れしていることが事実でございます。

そういった中で、一体どうしたらいいかということでございますが、今94、95の自治会組織が地域にございます。もう役場や社協だけではとてもじゃないが網羅したり、対応したりが難しい。そこでもう少し地域と連携していくべきだ。合併いたしましたときに西郷方式だということで、嘱託員さんにはその特定の計算で費用を出しますが、自治会には一銭も出さない。ところが旧布施・五箇・都万はそういった自治会に対して支援をしているというようなことがあったのですが、それを止めると「もう役場と関係ない、どうぞ役場で進めてください。」という形になってしまっている地区が多くなってきた。

そこでこれでは駄目だと、やはり地域と役場とのパイプをつなぐそのためにも、もう少しいろんな形で連携してやるような形を考えないと駄目だということで、財政当局には財政再建中から何とか町独自の支援体制ができないかということで、大体各自治会に30万から40万ぐらいのものが平均で行き渡るようにするには4,000万も4,500万円もかかる。そうすると現段階ではちょっと難しいと言われて、3年ぐらい足踏みしましたが、「やろう」ということで始めました。

今日もまた後からご質問があるようでございますが、それは町の一般財源でもって何とかやろうということでやって、そして太いパイプの中で地域と役場が連携してやるような“まちづくり”を進めていくべきだということを提案させてもらってやりましたが、ちょうどい

いことに過疎債のソフトがその翌年度から付くことになって、今なお続けさせてもらっておりますが、そういう形の中で地域連携をやって私はやるべきだと。

その財源には、そういった地域見守りに関する、あるいは独居老人を支援していく、そういったものについてもある程度加味した内容で制度が充実されていくべきではないかと。これ以上、福祉施設を拡大しろと言ってもそれはできません。では、在宅で介護する者はどうでもいいか、それにはならん。

私の地区にも実は数年前に、亡くなられて3日して発見された事例がございます。これだけ地域で一生懸命取組んでいても難しい問題がある。そういう中で一体どうしたらいいかということ、本当に地域あげて考えるような体制を作りながら、町として支援すべきはするというような体制が良いのではないかと。

今、話を聞きましたら、どうも社会福祉協議会ではボランティアとしてやっている、それを支援しているというようなことぐらいだということでございますが、もう少しその辺りは町と社協と地域の三者が連携をして、そういった対応がもっともっと充実するようになっていけるように地域からそういったことをやっていくべきではないかと、そういうように考えておりますのでよろしく願いいたします。

○3番（安部大助）

たしかに、社協は介護から撤退されてボランティアでやっているのは認識しておりますが、やはり社協の役割を考えたときには福祉全般ということですので、今後、行政と社協と地域と連携した体制で、在宅で介護されている方々、独り暮らしのお年寄りに対して支援していく体制づくりは今後課題ではないかと思っております。

先ほどの再質問で、在宅介護をされる方の負担の一つに福祉タクシーのことについて町としての考え方を質問しましたが、答弁がなかったので再度聞かせていただきたいと思っております。

○番外（町長松田和久）

今、福祉タクシーの関係は実態としては町内で2社が対応されているそうですが、何れも非常に経営的には厳しいということで、しかし、これもこれから先さらに充実しないといけない事柄の一つだというように考えられます。どのような形で行政として関わりながら支援をして、それをまだまだ拡大させていくのか、この地域の中で5,600人からの高齢者を抱えて2台ではちょっとまずいのかもわかりません。

そういった課題もございまして、先ほど来、お話のございました独居老人の方で手術をして退院をした時に、介護をする人もいないし、行く所もない、帰っても誰もいない、そうい

った方々が、せつかく病気は治癒しているのかかわらず1、2年しないうちにお亡くなりになられるケースがある。病院側としては、何のために我々は手術をしているのかと、やはり人助けのためだと考えたらもう少しそういったことについて町として、何か難しい問題ではあっても支援するようなことを考えられないかという手紙を貰ってもう2年になります。いろいろ検討をいたしておりますが、難しい問題もあります。これも将来の行政の大きな課題の一つになってくるのではと思っております。

今、こういうような問題があるんだということは、新町長が決まれば引き継ぎをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

私は松田町長の答弁が聞けるのも今回限りかと思いますと、時の経過と一抹の寂しさを感じます。最後に今一度の答弁を聞いておきたいことと、ご勇退された後も行政の永続制は変わりませんので、ここに思いをはせながら問答をさせていただきたいと存じます。

今回は、隠岐の林業の将来を憂える山林所有者からの要請を受けての質問でございまして、荒廃した山林を回復させるための林業学校設置についてです。

林業で栄えた隠岐の島は見る影もありません。担い手育成の林業学校を設置してはどうかという点についてお伺いいたします。

島の山林は昭和50年頃までは自然更新の赤松林で覆われていました。西郷港の入口の両岸からは老松が頭を傾げて風光明媚な景観で出船入船を見守っていたものでございます。また、隠岐の松・杉の太径木は重要な島外輸出産品であったそうです。昭和30年前後には戦後の復興期で国内の木材需要がピークとなり、島内各地には木材業と呼ばれる素材生産業者があちこちに多くありました。そして多数の林業労働者の生活を支えてもいました。

当時の林業は水産業と双璧^{そうへき}を成すほどの、一大産業を形成していました。公社造林時代にはマイクロバスで多勢の林業労働者が下刈り作業に山へ入っていたものでございました。

人々は自分の山の手入れに価値がありますから、手入れに余念がありませんでした。林業が島の経済と人口を支えていた時代があったことから、今後の島の林業と山林の状況を再考してみたいものでございます。

もろもろの要因で国産材が、建築用材としての需要が大きく減退して、燃料・樹脂・水源

涵養・環境等これまでとは方向性の違った価値が山林には求められてきております。

燃料・樹脂に関しては既に本町では取組んでいます。林業を建て直すほどにまでは至っておりません。山林の整備には多大な労力と費用がかかります。これまでも林業助成は決行しておりますけれども、更なる行政によるてこ入れ施策が必要になっていると思います。

そして、山林がこれほど無価値になったことは過去に類例がないのではないかと考えられます。空中散布を続けていた箇所^{さんたん}の松枯れも惨憺たる状況であります。県の補助金で空中散布と伐倒駆除が毎年繰り返されましたが、松枯れに歯止めはかからなかったのが現実かと思えます。枯れ松が林立し雑木が生い茂る荒廃箇所がたくさんあります。耐性のある松の苗木の植林を大規模に実施していかない限り、このままいけば隠岐から松の木は姿を消してしまうのではないだろうかと思えます。

また、戦後植林の胸高直径30センチ前後のいわゆる生育途上の杉が全伐されているところが散見されますが、私はもったいないと感じます。杉丸太が底値で山の更新費用もでない状況では、山の剪伐^{せんばつ}は止めて間伐に留めておき、秋田県のように手入れの行き届いた植林杉の太径木を育てることを考えた方が良いのではないかと考えます。

林業の盛んな本土の先進地では、かなり標高の高いところまで手入れが行き届き、そしてまたブランド化や搬出路の整備も進んでおります。しかしそれでさえ採算制は回復しておりません。そして、杉・檜の単一林では手入れをしない限り斜面崩壊等の問題があります。云えば、赤松・黒松を基幹木にした自然な混交林が理想的ではありますが、これが今荒廃している状況だと私は思います。

林業は一代で換金性が期待できるものではありません。50年、100年スパンで考えるべきものであって、そう思えば超長期的に島全域を林間公園にするぐらいの構想をもって施策を講じても良いのではないのでしょうか。山の中には、今手入れをする人が全くいなくなりました。今では、隠岐の林業を支える現業職場はほんの数社のみになっているほどに衰退しています。木の目利きができる人も、木を伐採できる人も、木を育てて山を整備できる人もほとんどいなくなりました。森林組合やふせの里等の林業事業所で、若手の林業作業員を育ててはいるようですが、隠岐の山を整備するには絶対人数はもう既に不足していると思います。若い世代に林業技術は伝承されておられません。そして個人レベルでの植林手入れはもうできなくなっている現状ではないのでしょうか。

そこで、隠岐の山林を整備するために、そして林業事業所に人材を供給するために、林業作業のいろはから教える林業学校を開設してはどうかと思えます。旧那久小学校、旧大久小

学校、そして旧中村小学校の一部分、そして五箇農村改善センターの一部分などの公共施設を活用して全島網羅的に作業ができるよう拠点づくりをしながら公社造林時代のような体制を整えてはどうでしょうか。

とにかくも超長期的な視座に立って、荒廃した山林を整備し手入れの行き届いた太径木の美林を育てて隠岐の林業を再構築してはどうでしょうか。それには人材育成が不可欠です。隠岐の高校には林業課はありません。初めは少人数から隠岐林業学校を開設して、林業と山林景観の立て直しに取組んでみてはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、山林の荒廃に関しまして、100年の大計をもって「隠岐の黒松」ブランドの復活に取組んではどうかという点についてお伺いいたします。

森林組合の林産品売り場に行きますと、松田町長の揮毫^{きごう}だと思いますが「隠岐の黒松」と墨書した黒松の白太の看板が掲げられています。隠岐の黒松は白太材であっても表面に艶があつて品質としては他地域にはない市場価値があります。ましてや、樹齢200年から300年の歳松になりますとその赤身は飴色脂松と化して大変な価値をかもし出します。そんな歳松もかつて島内各地にたくさんありましたけれども、松枯れでほとんど消えてしまいました。今では、春日神社、水若酢神社、中村海岸、屋那の松原にわずかに残るのみとなっています。

これらも昔の人たちが植林したものでございます。山林の中には全く無くなってしまいました。平成の初め頃には「隠岐の黒松」を特産品とするブランド化が叫ばれていました。本土の木材市場では「隠岐の黒松」の特別市が開催されていたほどです。長いスパンでこの島の未来の森林の姿を想像してみますと、しいたけ原木育成のために外来種のクヌギを補助金で植林することはこのぐらいにして、他地域にはない「隠岐の黒松」の耐性苗の植林を奨励してはどうでしょうか。つまり、100年の大計をもって「隠岐の黒松」のブランド復活に取組んではどうでしょうか。

今朝になって同僚議員の方から、東京の企業が着目して「隠岐の黒松」を扱っているという新聞切り抜きをいただきましたが、取組んでいる人もいるんだと感心したところでございます。この点について町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の前田芳樹議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の「隠岐の山林を整備するために、島内林業事業所に人材を供給するための林業学校を開設してはどうか」とのご質問でございました。

議員ご提言の「林業学校の開設」につきましては、人材育成でありますとか人材確保の上

からこれは極めて有効な手段であることに間違いはないかと思えます。これまでは、県や関係機関が開設しております農林大学校の林業課や林業労働力確保支援センター、更にはみどりの担い手育成基金などを利用させていただき、若手林業技術者の育成に努めてまいってきたところでございますが、更にこれら既存制度の周知徹底に努め、利用者の拡大に努めるべきではないかこのように考えております。このために、今春は隠岐高校、水産高校に直接出向きまして、校長先生にこの大学の制度はどういう制度か、親さんにお金を出して貰わなくても2年間行って勉強ができる、そういう制度があるということをもっと周知徹底に努めてもらえないかということで既に学校側には言っておりますし、これについては森林組合もそういうことを推奨するために行ってもらっております。これは流域林業活性化センター事業でやっております。

そういったことで、更にこういったものの周知徹底を図りながら、もっともっと今ある既存の物を、制度をうまく活用すればいいのではないかと考えておりまして、これまで今ご指摘のあったような「林業学校」の開設を町から自らやることについては考えておりません。考えていなかったということでもあります。趣旨は十分に分かりますが、こういった学校を利用するのが年に2人や3人ではいかなものかなと、これをもっと5人や8人、10人にするためには、もっと制度を利用して分かってもらうことが先だろうというように考えて、遅ればせながらですが今年の春からやってきたということでございます。

来年度あたりには、隠岐に残りたい、働きたいという方が非常に増えてきておりますので、そういう意味では選択肢の一つかなということで、提案をさせていただいているところでございます。

二点目の「隠岐の黒松」ブランド化についてでございますが、全国流通の赤松に比べまして黒松は流通量が少なく、希少価値が高いということについてご指摘のとおりでございます。既に14年度から隠岐島木材業製材業協同組合を中心に黒松を使用した製品開発に着手しておりまして、そういった製品についても県の農林部の方にも訴えて、そういった物をステッカーと併せて置かせてもらったりというようにしているところでございます。

18年度にはブランド化に向けまして「隠岐の黒松」と銘打ち、フローリング材を始めとする製品の販売普及に努めさせていただいております。そのことが東京でも話題になったのかと思えます。松で有名なのは福島県の東岸松が最も有名でありましたが、これも最近ではあまりその話題は耳にすることはなくなってきましたが、昔から福島県の東岸松、それに次ぐ松として隠岐の島町の黒松が非常に話題になっておりましたが、今のところではそんな

に使われてはいません。わずかに平成27年度には511m³が生産され製造されております。そういったことで、最近はこれが横ばいできているということでございます。

しかしながら、ご案内のように松くい虫被害によりまして原木調達が極めて困難な状況になっていることもまた事実であるかと思えます。森林組合では再生林の低コスト化に向け、今、コンテナ苗の普及に努めておりますが、まずは耐性黒松苗の再生林拡大をどう図っていくべきなのか、黒松原木をいかにして確保していくかが本町の課題ではないかというように思っております。

ご指摘のように70年、80年の生産工程でないと生産が難しいですので、これも“息長い政策”として、そうした適地にはそういったことも含めて森林組合と相談をしながら、拡大に努めていくべきではないかこのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○5番（前田芳樹）

納得ですので、終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時45分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時30分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時45分）

一般質問を続行します。

最後に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

それでは、通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思えます。

隠岐の島町は国の「まち・ひと・しごと創生法」を受け、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。そして28年度新たに隠岐の島町航路旅客運賃助成事業に取り組まれました。この名称は後でも触れますけれども、当初の名称とは変わっております。町民の往復に1,600円を助成することがスタートしました。

当初から心配していたように、27年度の補正分では国の「採択」を得られなかった、28年度再度申請をすることになっているが厳しい状況です。

そこで質問です。国の「採択」が得られるよう働きかけなければならないが、これは町長が言われていることだと思います。その方策はあるのか。

「採択」が得られなかった場合、すでに始まっているこの事業での補助金5,700万円全額が町の負担となります。町民の立場に立って考えてみれば、住民監査請求という事態を招きかねない、それほど事は重大であると言えるのです。

この10月をもって町長の職を退かれるわけですが、“飛ぶ鳥跡を濁さず”という諺もごさいます。町民にきちんと成り行きを説明するのが肝要であると考えますが、町長はどう対応されるのか伺いたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の齋藤幸廣議員のご質問にお答えをいたします。

現在、新型交付金として創設をされた「地方創生推進交付金」の2次申請に向けての手続き作業中ですが、県を窓口に関との事前相談を現在行わせていただいているところでございます。

この「地方創生推進交付金」のハードルは全国的に高く、県内でも1次採択は3町のみ、2次申請も本町だけと伺っております。

厳しい状況に変わりはありませんが、引き続き有利な財源確保に向け、今、努力を申し上げているところでございます。

航路旅客運賃助成事業は本町総合戦略の大きな柱の一つであり、財源があつての事業でないことを是非、この機会にご理解をいただきたいと思ひます。

○7番（齋藤幸廣）

町長、あなたへの一般質問もこれで最後ということになります。これまで12年間、私は30回の一般質問を行ってまいりました。その中で私の質問を契機に、町の施策に取り上げられたことは2、3としか数え上げることはできません。このような状況には深く反省をさせられております。

私の一般質問のそのほとんどが町長と議論が噛み合わず、私が言いたいことを言うだけに終っているという町民からの批判も私は受けております。今日はあなたとの一般質問での議論はこれで最後ですので全力を傾け質問いたします。

あなたも町の長、最高責任者として真摯に答えていただきたい。そして町民から見ても有意義な議論となるよう期待いたします。

ただ今の町長の答弁の中で、「2次申請は本町だけ」ということを言われました。また県内

で「採択」されたのは3町のみということでありました。この2次申請が本町のみということは、この事業については西ノ島町、知夫村も取組んでおります。なぜ、本町だけが2次申請をすることになったのか、西ノ島、知夫村もこの申請をしても「採択」されないと考えたからではないでしょうか。まち・ひと・しごと創生についての総合戦略に基づいての事業だと言われましたけども、このような事業についてもうこれから復活はあり得ません。

このことについてもう一度、これまでの国の考え方を中心に述べてみたいと思います。国の考え方ですけども、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略は従来の施策課題の延長線上にあってはいけないというふうにはっきり国も言っております。先駆的事业の提案でなければならない。先駆的とは、人に先駆けて何かをするということであります。そこには国も言っておりますけど、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携を基に独自の事業提案でなければならないと言っております。

もう一つの国の考え方に触れておきますけども、これまでの施策課題の延長線上にあってはならないと言っております。町長は離島振興法の中で述べられている施策課題を早急に実現するよう国に働きかけてきたということはこれまでもよく言われてきております。

その離島振興法の第12条には、交通の確保ということが述べられております。しかし、国の考え方は、そのようなこれまでの事業の施策課題について、特に交通について、またそれら他の課題もそうですけども、ちょっと名称は略称でさせていただきますが「国境離島特別措置法」でその課題は解決すべきということを考えて、4月22日「国境離島特別措置法」は成立いたしました。ですから、この隠岐の島町の総合戦略に基づいて航路運賃の低廉化を図るということとはできない相談なのです。国は認めるはずもありません。そういうことをよく承知した上で、海士町はこの事業に加わることを断念したというふうに解釈できると思います。

3月の議会でも、私を含め2名が「隠岐航路運賃低廉化対策事業」、この時にはこういう名称でした。これについて一般質問で法律の趣旨に沿っていないと質しました。そして、この事業名も議会中の産業建設常任委員会で委員の質問に答えて、「隠岐の島町航路旅客運賃助成事業」と名称を改めたわけです。これは小手先の対処法でしかありません。もっと準備段階できちんと詰めておけば、こういう事業を成すというそういう施策は出てこないはずなのであります。所管課は町長にどのように報告、施策の提示、あるいは調整などを行ってきたのか。非常に残念でなりません。

私が、今述べたようなことは法律、国の資料等を十分読み込めば自ずと明らかになってく

るものであります。私の一般質問の二番において、町長にこのような事態になった経過を町民に説明することが肝要であると述べています。町長の任期も残すところ後1か月ちょっとということになっております。私は、町民への説明責任を果たす、それが“飛ぶ鳥跡を濁さず”ということではないかと思っ、この質問をしているわけでございます。町長はどう対応されるのか、今一度、答弁をお願いします。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしますが、どうも考え方が噛み合わないというのは最後まで噛み合わないようございまして、3月の時にはまだこの特措法はもちろんできておりません。今、4月22日とおっしゃいましたが、これは4月20日の10時30分に参議院本会議で通過したということ、新藤義孝議員がわざわざ私のところへ、「あなたが主張していたこの問題については『可決』した。」という電話をくださったのが、4月20日の10時40分から45分ぐらいだったと思っております。

まず、再質問の西ノ島町と知夫はどうして申請をしてないかということございまして、その前に、この話はもう2、3年前ぐらいに離島航路の運賃低廉化は、当時は2年前から特措法を今度の国会に出すという話があったのですが、その都度流れてます。それはどういうことかという振り返ってみてください、あの時期には日米安保条約の関係が議案として出てくる、それと国境離島がちゃんぽんされることは好くないということから後回しになって、今年の春の国会にいよいよ上程することになったという経過がございまして。

その段階で、我々は特措法とかそういった創生法とか有利な財源云々ではなくて、これだけ離島航路の運賃が問題になっているのだから早く、もうやっているところはやっているのではないかと、なぜ隠岐だけは主張しながら何もせずに国の制度を待っているのかということ、同僚議員の方々からも、もうそれを早くやるべきだというご意見もいただいてきたわけです。これは隠岐の島町だけではなかったはずで。

その前の議員のご質問にもお答えをいたしました、1年や2年やって財源がおぼつかなくなりまして止めたということにはならないから、最低でも5年間ぐらいは実施できるようなことを考えながら、今の財政状況から島前・島後一緒にやらないと知夫は45キロといっても80キロ離れている隠岐の島町と料金一緒なんです。

そこで、島前・島後4か町村でやるんなら対応しないといけないということで、この低廉化問題について財政当局に議論をしてもらおうということで、当時の4か町村の財政担当課で検討を1年間させたのです。その時には4か町村揃ってやるということでした。それは財

源があるとか、ないとかではありません。財源ありきの話ではなくて、財源がなくても、これは総合戦略計画分として予算化を一般財源でもやろうという形であげたのです。その後で特措法ができています。

ですから、あの時に4か町村でやるためにはどこの町村も財政状況が違うから、じゃあ、いくらなら同じ金額でできるか、隠岐の島町は1,600円でやった、西ノ島は1,300円でやったではいけないし、2,800円もいけない、隠岐汽船は対応できない。そこで、共同で共通してやるにはいくらなら良いかと1年間検討してもらった結果が1,600円でした。それでやろうということになった途端に1町村だけは「うちは止めた」ということで、それは特措法の状況がどうこうということではありませんでした。それは時期尚早だということを手を引かれたというのが実態でございました。

その後に新聞によりますと、特措法を見てからでいいじゃないかということになったのですが、それは誰かがそういう話をされたもんだからそのように変わってきたなというように、西ノ島や知夫と話していたわけですが。

どうして、この2次申請を西ノ島町や知夫村はしないのかということですが、これにつきましては、西ノ島・知夫は事業費が隠岐の島町と比べて小さい、そのためにうちはそこまでせんでも一般財源で対応すればいいということで申請はしないというように伺っておりまして、私どもは少なくともこの財源を何とかいいものであれば求めたい、ということでいろいろやっております。これもどなたかの質問にお答えをいたしました。例えば「地域活性化交付金」、これも各自治会にやっている活性化交付金は、実は有利な補助財源があつて、助成財源があつて計画したものではありません。町自らが計画し、それに対して有利な財源をみてたら、翌年度からは過疎債のソフトが使えるということになったからそれを使つたと、ですから我々は絶えず計画する中で使える財源はかたっぱしから使えばいいということでやっております、これも一般財源でやりながら何とかそういう財源が使えないかということで今、申請をしているということをして是非、この機会にご理解いただきたいと思っております。

また、町民への説明ということですが、私の家には「助かった。よくやってくれた。」と、やること自体が求められていたということで、議会の大半の先生方も皆さん納得してもらってできたと。我々が強引にご都合でやったわけではないというように私は思っておりますので、十分に説明責任はできていると判断しておりますので、今更このことについて改めて説明責任をする考えはありません。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、町長の答弁を聞いていて議論が噛み合わないということを言われましたけども、たしかに私の質問の仕方もあるかも知れませんが、私の印象からすると町長は非のあるところ、良かったところもあるでしょうが、そのことについて認めようとなさらないというふうにし受け取ることができませんでした。

財源がなくてもやるということを言われましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は27年11月ですか、作られております。そこにもう既に、このことについて触れられております。ですから、28年の当初予算を見てもこの交付金と、町の基金で50%、50%で行うということになっているわけです。今、町長が言われた「財源がなくてもやるんだ。」ということについて述べられたことは、私は納得できません。

もう一つ、国境離島特別措置法の国会での審議の状況というか、どういう状況にあるかということは、28年度会期が延長されたかどうかちょっと記憶にないのですが、ここで審議されるという情勢にあったということはインターネット等で調べればもう出ております。それが4月20日ということになったわけですが、そういうことを担当課の皆さんがきちんと調べて町長のもとへ挙げておけば、今の町長の答弁はなかったと思います。

隠岐の島町の職員の皆さん、まあ町長はトップなんですけど、見ていると、国の動向を得ることについて比べるのはあまりよろしくないという方もおられますけども、海士町に非常に劣っております。これは私が指摘するまでもないことだと思います。同僚議員もそのことにはよく触れてきたところがございます。他の町村、いろいろ問題はあるにしろ良いところについては学ぶという姿勢は是非必要だと思っております。そういうことを考えてみると、今の町長の答弁については納得しかねるところであります。

先だって、地方創生担当大臣が隠岐の島町と海士町を訪れておりますが、その記事を見ても隠岐の島町については7行、海士町については21行と、これは新聞社の書き方と言えればそれまでですが、そういう現実があるんだということを十分認識していただきたい。

私は最初の質問の中で、町民の立場に立って考えてみれば住民監査請求という事態を招きかねないというふうに述べております。これは地方自治法に基づいて質問しているわけですが、地方自治法においては、第2条第14項に「地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と謳っております。

簡単に述べていきます。この住民監査ということもあるのですが、第75条には「監査の請求とその措置」という条項がございます。これは署名を集めて監査請求すれば自ずと監査

をしなければならないという条項です。こういうことを考えていくと、町民からすればこういう事態を招きかねないですよ、ということを私は言いたいのです。ですから、今の任期の間にきちんと町民に説明をすべきだ。ことの成り行きを説明して身を退かねるのが、私は町長の一番とるべきことではないかと考えますので、お答えをお願いいたします。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再々質問にお答えをいたしますが、まず、今、国の方に申請をしております事業でございますがいろいろなタイプがございます、先駆タイプであるとか、隘路打開タイプというタイプもあります。我々は隘路打開タイプ、これはどういうタイプかという、今既存のいろいろな取組みでありますとか、制度上の問題を発見してそれを打開するために取組むものについては新規事業として認めるというものでありますから、それを財源に充てることが可能ならばそれを使えばいいということで、今申請をしているということでございます、何でもかんでもではありませんが、この隘路打開タイプがあるということが分かりましたので申請をさせてもらっております。

今、おっしゃられるようにいろいろな情報の収集の仕方が少し隠岐の島町は低いのではないかとご指摘をいただきました。それについては、もしそういうことが事実であるとすれば反省もしなくてはなりませんし、今後も更に勉強をしてもらって。私がかねがね西新橋に地域交流センターという所に行きますが、行くといろいろと国の制度が分かるものがあるわけです。私はそういった所に行って、時には一杯酌み交わしながら情報交換をするようなこともやる、やっていかないと情報収集も難しいということです。

そこにおられた方ですが、非常に頭の良い方で途中から離島振興協議会の正規職員になられた方、彼をうまく使って国のいろいろな制度やそういったものを勉強して有利な物は徹底的に使う、そのことが、町の財政再建にもつながってくるということで話をし、多くの課長が東京に行けば離島センターに行って、担当の方に話を聞いてということをやっておりますが、それだけでは情報収集にはならないかと思えます。今後は更に勉強していただいて、良いことは大いに真似て、今からでも遅くないと思えますから頑張ってくださいなと思っております。

再三申しますようにこの事業については、この財源が確保できればやりますという事業ではありませんでした。

国の地方創生本部ができて地方版の創生本部を作る、その中では、今、隠岐の島町が一体これまで何が課題で、何に問題があつてこういうことになっているか、その辺を徹底的に洗

いざらい出しながらこれを改革していくというような形に改めております。

そういう中で、今回、離島航路運賃問題、途中から名前が変わったということですが、これは初めは「離島航路運賃低廉化」という形にしておりましたが、「旅客だけが対象ならそれだけでいいじゃないか。」という、私は議会側からのご指摘があつてというように担当から伺っておりますが、名前を変えさせてもらった。別に補助事業の条件を有利にするためとか、そういうことでは全くなかったというように私自身は理解をいたしておりまして、今後この財源が無理なら、他の財源を考えてでもやりたいと思いますし、この特措法ができて国境離島 30 市町村に共有する課題は大体みんな同じ、この大きな一つが離島航路の運賃の低廉化です。

旅客だけでなくて物資の輸送も含めて、今後こういったことが整備されない限りは国境離島の繁栄や賑わいは私は作れない、このように考えておりますので、そういったことを徹底的に国当局に要望してまいるべきだとこのように考えておりますことを申し添えて、私の答弁に代えさせていただきます。

○議長（高宮陽一）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9月26日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣告 11時22分）

以下余白